

## 事業継続力強化支援事業の目標

### I 現状

#### (1) 地域の災害リスク

当市は、兵庫県西南端、岡山県との県境にあり、まちのほぼ中央を2級河川の千種川が流れている。また、南は播磨灘に面し、海岸線は瀬戸内海国立公園の一角を占めている。気候は温暖で雨量が少ない典型的な瀬戸内海型気候に属している。市域は、先土器時代などの古代遺跡が多く残る北部、河口デルタ上に発達した旧城下町の中心部、塩田の開発によって開かれた南部、天然の良港に恵まれた坂越地区の4つの特色ある地区に大別できる。

##### [洪水]

兵庫県が公表した想定最大規模の洪水浸水想定区域図によると、商業・サービス施設や各種業務施設が集積している南部の市街地の赤穂地区や塩屋、尾崎、御崎地区では、大部分が0.5m～3.0mの浸水深となっており、千種川に沿った坂越、高雄、有年地区では5.0m～10.0mの区域が大きな面積を占めている。

##### [地震・津波]

地震発生の際、市域では震度6弱程度の揺れとともに最大2.8m程度の津波の発生が予想されている。当市津波ハザードマップ(H26)の浸水想定では、一部地域で1.0m～2.0m未満の浸水域があるが、ほとんどの地域は浸水が無いか0.3m未満もしくは0.3m～1.0m未満となっている。老朽化した商店街の非耐震店舗では倒壊等の被害が予測されている。

##### [高潮]

令和2年に兵庫県が公表した想定最大規模の高潮浸水想定区域図によると赤穂、塩屋、尾崎、御崎地区といった南部の市街地のかなりの部分が3.0m～5.0mの浸水深で、千種川に沿って木津地区まで浸水の恐れがある。

##### [土砂災害]

当市ハザードマップ(浸水・土砂災害)(H23)では、山地に隣接している区域が災害区域に指定されており、一部の工業団地は警戒区域に入っている。しかし、大半の商工業施設は警戒区域から離れている。

##### [その他]

当市では、平成16年8月から10月にかけて4つの台風によって市内全域で、重症を含む負傷者3名、全壊を含む建物被害208棟、床上床下浸水231棟などといった被害を受けた。  
(4つの台風の合計数)

##### [感染症]

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

## (2) 商工業者の現状

- 商工業者数 1,607 (H28)
- 小規模企業者数 1,214 (H28)

[内訳]

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
製造業その他	662	495	沿岸部を中心に企業が分布
商業（卸・小売）	485	362	中心市街地を中心に分布
サービス業	460	357	市内全域に分布
合 計	1,607	1,214	

## (3) これまでの取り組み

### 1) 当市の取り組み

- ・ 赤穂市地域防災計画の策定

赤穂市地域防災計画は、策定以降、災害対策基本法の改正や赤穂市総合計画の見直しなどを受け、社会情勢等の変化も考慮し随時見直し、修正を行っている。直近では災害対策基本法の改正により、令和2年3月に計画全般の改定を行っている。

- ・ 防災訓練の実施

当市では、各防災関係機関や市民・企業等と連携協力して、防災総合訓練をはじめ各種訓練を実施している。

- ・ 防災備品の備蓄

当市では、災害に備え、避難所生活者の非常用食糧や生活必需品、各種資機材等を備蓄している。また、市民等に対し最低3日分、可能な限り7日分程度の非常用物資の備蓄に努めるよう啓発している。

- ・ 赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

人の生命や健康に重大な影響を与える恐れのある病原性が高い新型インフルエンザや、新感染症への対策を適切に実施するため、赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。

### 2) 当所の取り組み

- ・ 中小企業相談所の窓口相談でBCPに関する相談に対応している。
- ・ BCPセミナーを損保会社と連携して兵庫県補助事業として開催した。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策の情報を提供した。

## II 課題

現状では、当市と当所の協力体制や緊急時への対応についての取り決めはなく、普及活動等の具体的な体制やマニュアルとして活用できるようなものは整備されていない。また小規模企業においては、経営計画を検討していく上で、災害・減災対策に係る事業者BCPへの認識が低い。更には、災害リスクの把握、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、本市と当所の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）		
			BCP セミナー開催回数	BCP 策定件数	事業継続力強化計画申請件数
1,607	1,214	R3	2(オンデマンド含)	5	2
		R4	2(オンデマンド含)	5	3
		R5	2(オンデマンド含)	5	3
		R6	2(オンデマンド含)	6	4
		R7	2(オンデマンド含)	6	4

#### ※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

- ・計画期間は5年とする。

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当市と当所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

###### (概要)

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等リスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なもの含む。）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

###### (具体的内容)

- ①毎月発行の会報にBCP及び感染症防止対策等特集記事を年4回掲載する。
- ②施策等を紹介するための巡回を年100事業所実施し、2年目からは会員以外にも紹介する。
- ③BCPセミナーを年1回実施し、3ヶ月間アクセス自由なオンデマンドセミナーも実施する。
- ④BCP及び感染症防止対策等啓発ポスターを制作し市内金融機関他に掲示する。
- ⑤BCP及び感染症防止対策等チラシ2,000部を制作し年2回会報折込みで配布及び市公共施設に設置する。
- ⑥災害リスクの高い地区を中心に施策普及を行う。

##### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・当所は、令和2年4月1日事業継続計画を作成。（別添）

##### 3) 関係団体等との連携

- ・ひょうご産業活性化センター登録の専門家の派遣要請による個別支援や会員損保会社や損保代理店と連携した普及啓発セミナーを実施する。専門家派遣やセミナーに係るポスター・チラシについては市内金融機関と連携し広報活動を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・経営指導員の巡回により小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況を確認し、TOAS（相談情報システム）で管理する。
- ・赤穂市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当市が実施する自然災害に対する訓練に参加し、その際当市との連絡ルートの確認を行う。

### <2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に災害時発生時等の緊急連絡網（または、スマートフォン災害アプリ等）により職員の安否確認や業務従事の可否、確認できる限りの被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当所と当市で情報共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、赤穂市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・出勤できない場合は、連絡網などを利用して自己の安否や被害状況（家屋被害や道路状況等）を事務局長に報告する。
- ・職員全員が被災する等により緊急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・市内商工業者の被害状況を確認し、災害発生後から 3 日以内に当所と当市で情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

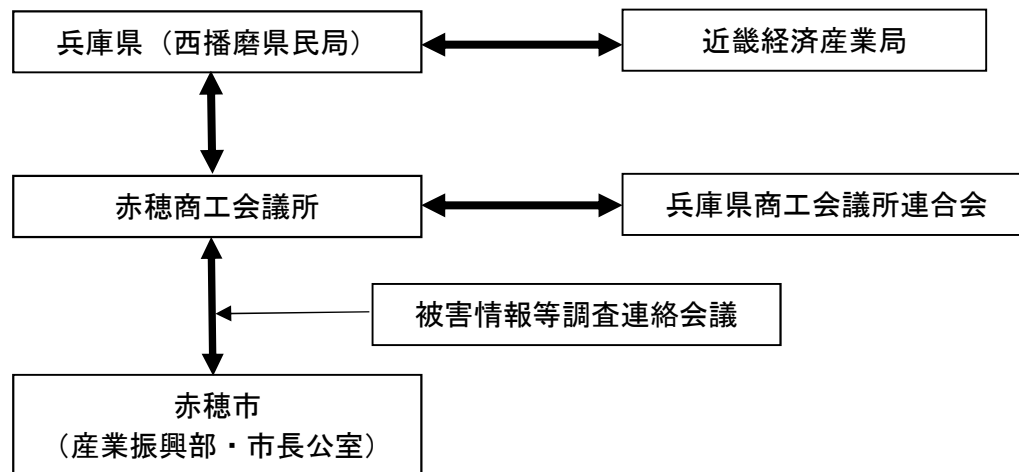
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	3日に1回共有する

・当市で取りまとめた赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、小規模事業者の被害情報を迅速に報告及び指揮命令を円滑に行うため当所及び当市による被害情報等調査連絡会議を設置し、兵庫県中小企業等被害状況調査要領に基づき双方の職員が中心になって被害実態を確認する。また、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市から県（窓口は西播磨県民局）へ速やかに報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県（窓口は西播磨県民局）へ速やかに報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、赤穂市と相談する。（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等及び兵庫県商工会議所連合会に相談する。

#### ※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

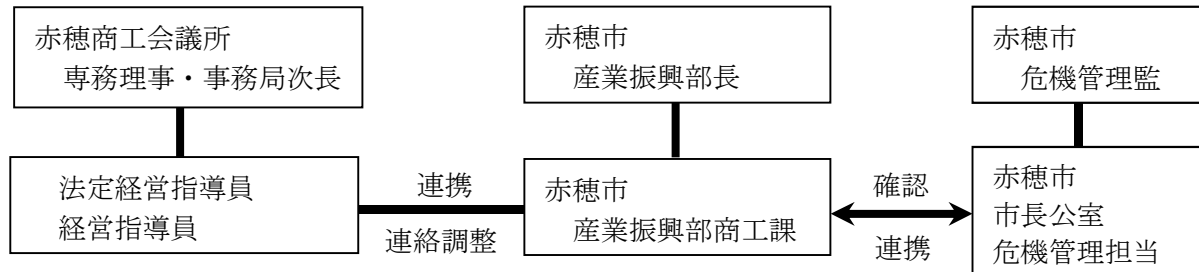
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先  
経営指導員 永野 泰人 (連絡先は後述 (3) ①参照)
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)  
※以下に関する必要は情報の提供及び助言等を行う
  - ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
  - ・本計画に基づく進捗確認、見通し等フォローアップ (1年に1回)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①赤穂商工会議所 中小企業相談所  
〒678-0239 兵庫県赤穂市加里屋 68-9  
TEL : 0791-43-2727 / FAX : 0791-45-2101  
E-mail : ako-cci@memenet.or.jp

②赤穂市役所 産業振興部 商工課  
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81  
TEL:0791-43-6838 / FAX : 0791-46-3400

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金	220	220	220	220	220
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンプ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

調達方法
会費収入、赤穂市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等